

第 14 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 24 年 8 月 30 日（木）午後 2 時 00 分から午後 3 時 10 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員（23 名）

会長	25 番	杉坂	達男
会長職務代理者	24 番	谷内	雅貴
委員	1 番	国枝	隆幸
	2 番	香西	浩志
	3 番	齊藤	正孝
	5 番	大道	健實
	6 番	小原喜久雄	
	8 番	尾藤	欣二
	9 番	向井	知己
	10 番	杉本	義昭
	11 番	鯖戸	英明
	12 番	田邊	忠幸
	13 番	高橋	秀樹
	14 番	鬼頭	良市
	15 番	東口	政秋
	16 番	蛭原	一治
	17 番	森	勤子
	18 番	中島	孝
	19 番	白木	孝和
	20 番	岡崎	稔
	21 番	宗廣	武夫
	22 番	加藤	宏

4 欠席委員（2 名）

	4 番	山田	学
	7 番	石川	雅洋

5 議事日程

1) 開会

2) 議事録署名委員の指名

3) 諸般の報告

4) 報告

第 1 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 3 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

5) 議案

第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について

第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について

6) 協議

- 第1号 農地法第5条に係る完了現地調査及び報告について

6 農業委員会事務局職員

- 事務局長 野坂 正美
- 忠類支局長 細澤 正典
- 農地振興係長 鯨岡 健
- 忠類支局農地振興係長 伊藤 憲彦
- 農地振興係主査 檜木 良美
- 農地振興係主事補 川本 貴士

7. 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しております、ただいまから第14回農業委員会総会を開会いたします。
議長	会議規則によりまして議事録署名委員を私から指名する事になっておりますが、異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	それでは、指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員には、3番齊藤正孝委員、5番大道委員にお願いをいたします。
議長	次に諸般の報告を申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、4番山田委員、7番石川委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告を申し上げます。
議長	それでは、報告の第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告の第1号1番から11番までを説明をいたします。
事務局	報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書1ページから5ページの11件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	ただ今、報告第1号の1番から11番について、説明をいたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑なしといたします。報告の第1号1番から11番については以上で終わります。
議長	次に報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。報告第2号の1番、2番を説明いたします。
事務局	報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」。農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可をしたので報告いたします。案件は議案書6ページ、7ページの6月28日第12回総会で審議された2件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し、平成24年8月1日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	はい。ただいま報告の第2号1番・2番について、説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	それでは、報告の第2号1番・2番については、以上で終わります。
議長	次に報告の第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。報告の第3号1番から4番を説明いたします。
事務局	報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告いたします。1番、2番については町公社が今月20日に、3番、4番については23日にそれぞれ利用調整を行った案件であります。内容につきましては記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。
議長	はい。ただいま報告の第3号の1番から4番について説明をいたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようでありますので、報告の第3号1番から4番については以上で終わります。
議長	次に、議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。事務局から議案第1号の1番から3番を説明いたします。
事務局	【議案第1号1番から3番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の案件は報告第3号の幕別町農業振興公社が行った利用調整の内の3件でございます。幕別町に対しまして農業経営基盤強化促進法第13条の2第1項に基づき要請をするものでありますので、よろしくご審議のほどお願いいた

	<p>します。</p>
議長	<p>はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしといたします。</p>
事務局	<p>ちょっと・・・訂正がちょっとあります。</p>
議長	<p>訂正があります。</p>
事務局	<p>大変申し訳ございません。</p> <p>今説明いたしました議案第1号の(3番)なのですが、あっ3番、3号なのですが、農用地の所在、忠類西当とありましたところ、忠類協徳の方に訂正の方を、お願いいたします。すいませんでした。</p>
議長	<p>はい。住所が間違っておりました。</p> <p>忠類協徳となります。</p> <p>それでは、改めて異議ございません・・・、質疑ございませんか。</p>
議長	<p>はい。それでは質疑を・・・、採決いたします。議案第1号1番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしといたします。よって議案第1号の1番から3番は原案のとおり決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から議案の第2号1番、2番を説明いたします。</p>
事務局	<p>【議案第2号1番、2番について、議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p>
12番	<p>この案件につきましては、砂利採取の一時転用が完了した事により再度、利用権を組むものでございます。借主は、意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。</p>

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第2号1番、2番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第2号の3番、4番について、説明をいたします。

事務局 【議案第2号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添調査書の2ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

13番 この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農しておりますので、今回の利用権設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第2号の3番、4番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第2号の5番から6番について、説明をいたします。

事務局 【議案第2号5番から6番について、議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます、別添調査書の3ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号9番について、議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

9番

この案件につきましては、先月20日に利用調整を行い、買受予定者の変更に伴った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。宜しくをお願いいたします。

議長

はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第2号の9番は原案のとおり決しました。

(15番東口委員着席)

議長

それでは、次に議案第2号の10番について、説明をいたします。

事務局

【議案第2号10番について、議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、お手元でございます、別添調査書5ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

13番

この案件は、今月の20日に町公社が利用調整を行ったものでございます。譲り請け人は、意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	<p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしといたします。よって、議案第2号の10番は原案のとおり決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号の1番について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>この案件は、別添、農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。</p>
12番	<p>この案件につきましては、去る8月23日、高橋委員、中島委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、宜しくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしといたします。よって、議案第3号の1番は原案のとおり決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号2番について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第3号2番について、議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>この案件は、別添、調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。地区担当農業委員の補足説明をお願いいたします。</p>
22番	<p>この案件につきましては、去る8月23日、高橋委員、中島委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局ご説明のとおりでございますので、宜しくお願いいたします。</p>

議長

はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第3号の2番は原案のとおり決しました。

議長

次に、議案第3号の3番について、説明をいたします。

事務局

【議案第3号3番について、議案書をもとに朗読】

事務局

この案件は、別添農地法第3条調査書、3ページに記載されていますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

はい。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

20番

本来、地区担当は小原委員なのですが、現地調査の当日、都合がつかず、私が代わって現地を確認をしました。私の方から説明をいたします。この案件につきましては、去る8月23日、東口委員、斉藤委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細については、ただいま事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長

はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第3号の3番は原案のとおり決しました。

議長

次に、議案第3号の4番について、説明をいたします。

事務局

【議案第3号4番について、議案書をもとに朗読】

事務局

この案件は、別添農地法第3条調査書4ページに記載されていますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。地区担当農業委員の補足説明をお願いいたします。

16 番 この案件につきましては、8月23日に東口委員、斉藤委員、事務局とで現地を確認しました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局、説明のとおりでございます。宜しくをお願いいたします。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第3号の4番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第3号5番、6番につきましては、向井委員の関連がございます。終わるまで退席をお願いいたします。

(9 番向井委員退席)

議長 それでは、次に、議案第3号の5番、6番について、説明をいたします。

事務局 【議案第3号5番、6番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添農地法第3条調査書5ページから6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

15 番 この案件につきましては、8月23日蛭原委員、斉藤委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局、説明のとおりでございます。宜しくお願いします。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第3号の5番、6番は原案のとおり決しました。

(9 番向井委員着席)

議長 それでは、次に、議案第 3 号の 7 番について、説明をいたします。

事務局 【議案第 3 号 7 番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書 7 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

10 番 この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲でございます。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局、説明のとおりでございますので、宜しくをお願いいたします。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 7 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第 3 号の 7 番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第 3 号の 8 番について、説明をいたします。

事務局 【議案第 3 号 8 番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添農地法第 3 条調査書 8 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

9 番 この案件につきましては、国有地の払い下げであります。去る 8 月 23 日、蛭原委員、斉藤委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 8 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	<p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしといたします。よって、議案第3号の8番は原案のとおり決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号の1番を説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>この案件の申請地は、農家住宅の建設に伴う転用でございます。なお、用地区分は第2種農地であります。第2種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべき者の育成、確保の為に施設として位置づけられた農家住宅の転用であることから、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表に記載されておりますとおりでございます。宜しく願いいたします。</p>
議長	<p>はい。それでは、地区担当農業委員から、ご報告をお願いいたします。</p>
8番	<p>この案件につきましては、去る8月23日高橋委員、中島委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局、説明のとおりでございますので、宜しく願いいたします。</p>
議長	<p>はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>無いようですから、採決をいたします。議案第4号の1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしといたします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号2番について説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>この案件の申請地は、農家住宅の建設に伴う転用でございます。なお、用地区分は第1種農地であります。第1種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべき者の育成、確保の為に施設として位置づけられた農家住宅への転用であることから、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、審査表に記載されておりますとおりでございます。宜しく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地区担当農業委員からの、ご報告をお願いいたします。</p>

24 番	この案件につきましては、去る 8 月 23 日、高橋委員、中島委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えます。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、宜しくお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 4 号の 2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。議案第 4 号 2 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 5 号「現況証明について」説明をいたします。議案第 5 号の 1 番を説明をいたします。
事務局	【議案第 5 号 1 番について、議案書をもとに朗読】
議長	はい。それでは、地区担当農業委員からのご報告をお願いいたします。
19 番	この案件のつきましては、本来、地区担当農業委員は石川委員でございますが、本日、都合がつかず欠席されます事から代わりに私が現地を確認いたしました。説明をさせていただきます。去る 8 月 23 日、高橋委員、中島委員、事務局とで現地を確認いただき農地・採草放牧地以外という事で確認を頂いております。宜しくお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	無い様ですから採決をいたします。議案第 5 号の 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 5 号 1 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 5 号 2 番を、説明いたします。
事務局	【議案第 5 号 2 番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当農業委員からのご報告をお願いいたします。

- 5 番 この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る、8月23日高橋委員、中島委員、事務局とで現地を確認していただき農地・採草放牧地以外という事でご確認を頂いておりますので、宜しくお願いいたします。
- 議長 はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。
- (発言なし)
- 議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号の2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
- 【異議なしの声多数】
- 議長 異議なしといたします。よって、議案第5号の2番は原案のとおり決しました。
- 議長 次に、議案第5号3番・4番について、説明をいたします。
- 事務局 【議案第5号3番・4番について、議案書をもとに朗読】
- 議長 はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
- 11 番 この2件の案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る、8月23日高橋委員、中島委員、事務局とで現地を確認していただいております。農地・採草放牧地以外という事で確認を頂いておりますので、宜しくお願いいたします。
- 議長 はい。それでは、質疑おこないます。ございませんか。
- (発言なし)
- 議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号の3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
- 【異議なしの声多数】
- 議長 異議なしといたします。よって、議案第5号の3番、4番は原案のとおり決しました。
- 議長 次に、議案第5号の5番を、議題といたします。説明をいたします。
- 事務局 【議案第5号5番について、議案書をもとに朗読】
- 議長 それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いいたします。
- 14 番 この案件につきましては、現地目確認を目的に証明を求めるでございます。去る、8月23日高橋委員、中島委員、事務局とで現地を確認していただき、農

地・採草放牧地以外という事でご確認を頂いております。宜しくお願いいたします。

議長

はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案の第5号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第5号の5番は原案のとおり決しました。

議長

次に、議案第5号の6番を説明いたします。

事務局

【議案第5号6番について、議案書をもとに朗読】

議長

地区担当農業委員から補足の、もとえ、報告をお願いいたします。

10番

この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る、8月23日高橋委員、中島委員、事務局とで現地を確認していただき、農地・採草放牧地以外という事でご確認を頂いておりますので、宜しくお願いいたします。

議長

はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号の6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第5号の6番は原案のとおり決しました。

議長

次に、協議第1号「農地法第5条に係る完了現地調査および報告について」を議題といたします。説明をいたします。

事務局

説明する前にですね。大変申し訳ございませんが、「協議案第1号」となっているとありますが、「協議第1号」の方に訂正の方をお願いいたします。「案」というのを削除していただきたいと思います。

事務局

【協議第1号について、議案書をもとに朗読】

事務局	<p>今回協議していただく内容といたしましては、農地法第5条にかかります一時転用の砂利採取と土砂採取に伴う「完了後の農地復元現地調査」の実施と合わせて「総会において報告案件」とする内容でございます。</p> <p>現在の状況といたしましては、業者からの完了届が提出された後、地区担当農業委員、事務局そして施工業者の担当者と現地の農地について、復元されているか確認をしているところでございます。「農地に復元」される観点から、事務局といたしましては、現地調査の実施と総会での報告が必要と考えております。</p> <p>現地調査及び報告の方法といたしましては、記載しておりますとおり「農地法第5条における一時転用の砂利採取及び土砂採取に限り、完了届けが提出された月の現地調査に合わせて行い、月末に開催される農業委員会総会の報告案件」とするものでございます。また是正の理由といたしましては「一時転用完了後における農地復元の確認と情報の共有化を図ることを目的に是正」するものでございます。</p> <p>以上事務局からの説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい。ただいま事務局から説明がありました様に、以前に総会でご意見をいただいた事がございました。それらを勘案しながら、ただ今説明をいたしました様な方法をもって、完了復元の調査を行うと。それについては報告に、総会における報告義務を課するというような事に改善したいというような考え方があります。ご意見を頂きたいと思っております。</p>
議長	<p>この様な、方法については、今、私が申し上げました様に以前にも、そんな意見を頂戴しておりましたから、特に、皆さんのご異論も無かろうかとは、思いますが、この様な対応で執り進めて、よろしゅうございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>それでは、今後この様な対応で執り進めさせて頂く事にいたします。</p>
議長	<p>議案は以上であります。以上をもって、本日の会議を閉じたいと思っております。</p>